

1. 経済安全保障推進法の概要

法律の趣旨

経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

法律の概要

1. 基本方針の策定等（第1章）

- ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
- ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない。

2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第2章）

国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定

- ・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定

事業者の計画認定・支援措置

- ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定
- ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップ・ローン等の支援

政府による取組

- ・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置

その他

- ・所管大臣による事業者への調査

3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章）

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第4章）

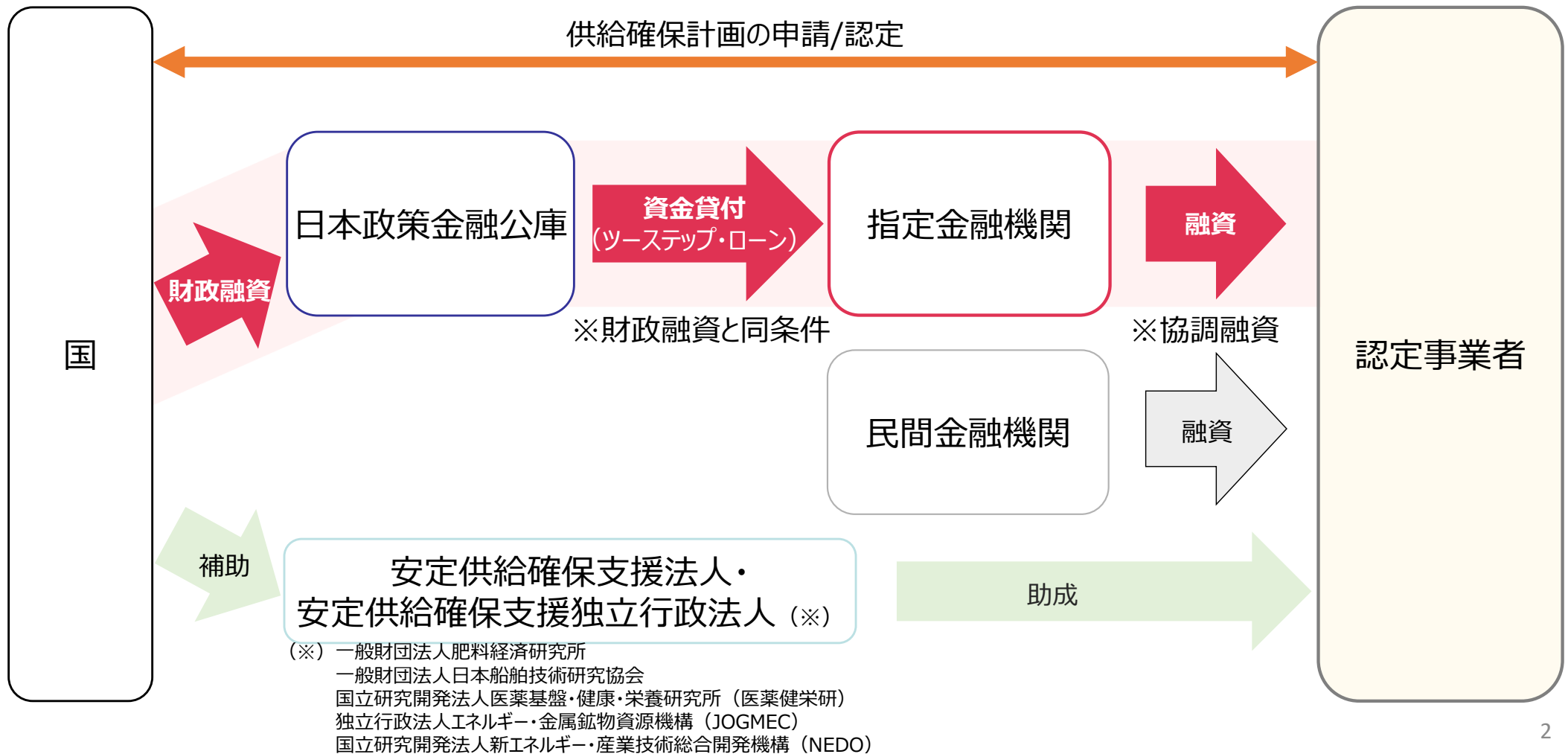
先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

5. 特許出願の非公開に関する制度（第5章）

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。

2. サプライチェーン強靱化に係る支援スキーム

- 特定重要物資の供給確保計画を作成し、物資所管大臣から**計画の認定**を受けると、**認定事業者**に対し、安定供給確保支援法人等による助成だけでなく、日本政策金融公庫を通じた**長期・低利のツーステップ・ローン**を原資とした**指定金融機関**による**融資が可能**。
- 供給確保促進円滑化業務については、**令和5年度予算において600億円、令和6年度予算において550億円**を計上。



3. ツーステップ・ローンの支援を受けようとする場合の留意事項（事業者向け）

- ツーステップ・ローンの支援を利用する場合には、特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする供給確保計画にツーステップ・ローンの支援を希望する旨、記載し、物資所管大臣の認定を受ける必要があります。その際、取組内容の適切性、取組の実施体制や必要資金の額・調達方法の適切性等を審査されますので、ご留意ください。

- 本ツーステップ・ローン制度は、大規模かつ回収に相応の期間を要することから、民間金融機関のみで対応することが困難な設備投資等の資金需要に対応するものです。そのため、必要な資金（※）が原則として50億円以上、貸付期間が5年以上、民間金融機関との協調融資を原則としています。

※ 事業規模を指しており、指定金融機関からの融資額が50億円以上である必要はありません。

- 現在、経済安全保障推進法に基づく指定金融機関として、「株式会社日本政策投資銀行」（DBJ）が指定されています。



- ツーステップ・ローンの活用を検討する際には、前広に、指定金融機関（DBJ）に御相談ください。

※ 本店（東京都千代田区大手町）の他、各支店（北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州）でも相談可能。

日本政策投資銀行HP（本店・支店情報） <https://www.dbj.jp/co/info/branchnews/>

本店 〒100-8178 東京都千代田区大手町1丁目9番6号大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
TEL：03-3270-3211（大代表）

(参考) 3. ツーステップ・ローンの支援を受けようとする場合の留意事項

取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施予定の取組の内容 _____

(単位：百万円)

調達方法 費用	政府関係金融機関 からの借入れ	民間金融機関等か らの借入れ	助成金	その他	事業費合計	備考
2023年度	(額) (金融機関名)	(額) (金融機関名)	(資金内訳)			
2024年度						
2025年度						
2026年度						
2027年度						
2028年度						
2029年度						
2030年度						
合計額						

(注1) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳とともに記載すること。

(注2) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を「借入先金融機関名」とともに「備考」に記載すること。

(注3) 8において、株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名および支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載すること。

(注4) 複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組の内容」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

(注5) 計画実施期間内の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

支援措置	(希望する場合○)
a. 株式会社日本政策金融公庫法の特例 (ツーステップローン)	
b. 中小企業投資育成株式会社法の特例	
c. 中小企業信用保険法の特例	
d. 安定供給確保支援独立行政法人による助成	
e. 安定供給確保支援独立行政法人による認定供給確保事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給の支給	

ツーステップ・ローンの活用が想定されるケースとメリット

想定事例 A

- 特定重要物資A関連の**市場全体が急速に成長**しており、設備投資も盛んに行われているが、特定重要物資Aを**製造するための装置の需給が逼迫している**状況。
 - 製造装置メーカーの多くは**中小企業**だが、**多額の借入れが必要**となる上、投資の回収期間も**長期**にわたることから、民間金融機関からのみ必要資金を調達しようとすると**金利負担が大きい**。
- そこで、ツーステップ・ローン制度を活用して、**長期借入れにおける金利負担を低減**したい。

申請者 : 特定重要物資の製造装置メーカー
資金用途 : 製造装置の生産能力増強投資（**建屋建設、機械設備導入等**）
融資期間 : 計画認定後15～20年

想定事例 B

- 特定重要物資Bは、一般に需要が**景気変動の影響を受けやすい**とされている。また、**原料や物流費の高騰**が続いており、**その見通しは不透明**。とりわけ、複数年を要する**大規模な設備増強**や、当該投資を踏まえた**将来の製品展開**に向けたリスクは相応に高い中で、民間金融機関からは**大規模・中長期にわたる資金調達が困難**。
- そこで、ツーステップ・ローン制度を活用して、**中長期にわたって安定的かつ低利の資金調達手段を確保**したい。
- 今後更なる成長投資が必要になる場合には、資本性資金の調達、共同投資によるリスクシェアリング、M&Aアドバイザー等の**サポートも受けたい**。

申請者 : 特定重要物資の部素材メーカー
資金用途 : 専用部素材の生産能力増強投資（**設備投資、研究開発**）
融資期間 : 計画認定後5～7年